

令和7年度 ふじのくに「地域共生」大賞 実施要領

1 趣旨

「地域共生社会」の実現に向けた‘我が事・丸ごと’の地域づくりを進めるため、「全ての世代の人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現」及び「福祉分野と福祉以外の分野との協働促進」を図る活動を表彰し、その活動の充実を図ることを目的とする。

2 対象となる活動

原則として下記の要件を満たすものとする。

- (1) 5人以上で取組んでいる活動
- (2) 2年以上の実績がある活動（ただし、コロナ禍における新たな創意工夫についてはこの限りではない）。
- (3) 申請団体の法人格の有無は問わない（営利法人も可）
- (4) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと
- (5) 地方公共団体等の委託を受けて行っていない活動（補助事業は全額補助を除く）
- (6) 静岡県内で活動実績があること

3 活動分野

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 多文化共生を目指す地域づくり活動
- (7) 認知症の人にやさしい地域づくり活動（認知症予防を含む）
- (8) 福祉分野と農業・文化芸術・スポーツ等他分野が連携し双方の課題解決と社会参加を実現する取組
- (9) 地縁団体（自治会・町内会・地区社協等）による地域活動の継続と活性化を図り、地域の絆をつなぐための活動
- (10) 世代・属性を問わない就労支援や雇用創出を推進する活動
- (11) 上記活動分野に関連する活動

上記活動分野に関連する活動

4 表彰の贈呈

- | | | |
|----------|----|---------------|
| (1) 最優秀賞 | 1件 | 賞状、副賞10万円及び特典 |
| (2) 優秀賞 | 3件 | 賞状、副賞10万円 |

5 選考方法

静岡県社会福祉協議会会長は静岡県社会福祉協議会地域づくり推進委員会の意見を聞き、下記の点から総合的に評価し、選考する。

- (1) 地域性：地域が持つ強味や直面する課題など、地域の特性を活動につなげているか
- (2) 独創性：活動内容が独創的であるか
- (3) 協働性：他団体、他分野と連携しているか
- (4) 波及性：他地域への波及効果が期待できる取組であるか

- (5) 持続可能性：活動が継続しつつ発展の見通しがある取組であるか
- (6) その他：目的とする効果をあげているか

6 申込方法

別紙「応募用紙」又は「推薦書」に必要事項を記入の上、メール及び郵送で別に定める期日までに静岡県社会福祉協議会に申し込む。

- (1) 申し込みは、対象の活動ごとに1件とする。
- (2) 添付書類を含む申込書類等は返却しない。